

桜井市 いじめ防止基本方針

平成29年4月

桜井市

目 次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方 1

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方
- 4 桜井市いじめ防止基本方針策定の目的
- 5 児童生徒の発達期の特徴といじめの防止等
- 6 いじめ防止に向けた方針

第2章 いじめの防止等のために桜井市が実施する施策 5

- 1 桜井市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 桜井市いじめ問題専門委員会の設置
- 3 教育委員会の取組
 - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること
 - (3) 学校評価、学校運営改善の実施
- 4 その他の事項

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 7

- 1 いじめ問題対策委員会の設置
- 2 学校基本方針の策定
- 3 学校の取組
 - (1) いじめの防止
 - (2) 早期発見
 - (3) いじめの対応に関すること

- 1 重大事態の発生と調査（いじめ防止対策推進法第28条）
 - （1）重大事態の意味
 - （2）重大事態の報告
 - （3）調査の趣旨及び調査主体
 - （4）調査を行うための組織
 - （5）調査結果の提供及び報告

- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - （1）再調査
 - （2）再調査を行う機関の設置
 - （3）再調査の結果を踏まえた措置等

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本市においては、いじめは重大な人権侵害であると捉え、奈良県教育委員会策定「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」、桜井市教育委員会策定「いじめを許さない学校づくりのために」を基に研修を行い、いじめ根絶にむけ、取り組んできたところである。

本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、関係者が連携し、いじめ防止対策推進法に基づき策定した。また、本基本方針は、本市の状況を踏まえ、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣策定）、奈良県いじめ防止基本方針（平成28年3月策定）を参酌し、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対処）のための対策を具体的に示し、総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照すること。

2. いじめの理解

- ① いじめは決して許されない重大な人権侵害である。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が加害も被害も経験する。また、繰り返し行われたり、多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。
- ④ いじめは、「加害」・「被害」という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意し、集団全体にいじめを許容しない環境の醸成が必要である。
- ⑤ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ⑥ いじめは、その態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法令に抵触する。

- ※ 「暴力を伴わないいじめ」(仲間はずれ・無視・陰口等)について小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり多くの児童生徒が加害、被害を経験している。(平成25年7月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 「いじめ追跡調査2010-2012」より)

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることである。このことを十分理解した上で、いじめの防止等の対策は、すべての子どもが安心して様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。
- ② いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて子どもが十分に理解し、自らいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することないようにすることを旨として行わなければならない。
- ③ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携・協力の下、市民がそれぞれの役割を自覚し、いじめの克服を目指して行わなければならない。

4 桜井市いじめ防止基本方針策定の目的

「桜井市いじめ防止基本方針」は上記の基本的な考え方の下、いじめ問題への対策を市民がそれぞれの立場で役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で取り組み、いじめ防止対策推進法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

5 児童生徒の発達期の特徴といじめの防止等

① 小学校低学年

大人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然等への関心が高まる時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれ合いや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身につけられないまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる

「小1プログラム」が顕著化することもある。

この時期には、「人として行ってはならないこと。」についての理解や集団のルールを守る態度など善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏敬や美しいものに感動する心を持つなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。

また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの状況に応じて考えさせることが大切である。

② 小学校高学年

自分のことを客観的にとらえたり、自己肯定感をもつようになってきたりする時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、集団活動に主体的に参加する中で、集団の決まりを理解したり、自分たちの決まりを作ったりするようになるが、一部には、閉鎖的な集団をつくったり、付和雷同的な行動をとることも見られる。

この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図るとともに、公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身につけさせることが重要である。(規範意識の向上)

また、インターネット上の書き込みが人を傷つけたり、自分がトラブルに巻き込まれる危険性があることを理解させるなど、情報モラルの基礎を培うことも必要である。

③ 中学生

思春期に入り、保護者や友人と異なる内面の世界に気づき、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。また、反抗期を迎え、友人関係を重視し、親子のコミュニケーションが不足しがちになるが、一方では友人からどう見られているかが非常に気になり、一部には本音でなかまと交流しない傾向も見られる。

この時期には、自己を見つめ、その向上を図るなど人間としての在り方・生き方に関する思考を育むとともに、相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にすることなく、自ら正しいと判断した行動をとれる態度を身につけさせることが大切である。

また、インターネット利用の光と影の部分疑似体験により理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身につけさせることも必要である。

④ 市内いじめアンケート結果の特徴

平成24年度から奈良県教育委員会が作成したいじめアンケートを実施し、実態の把握に努めている。年度により、いじめの発生件数の増減はあるものの、中学校1年生が高い割合を示す傾向で、このことは思春期をむかえる子どもたちが、新しい人間関係を構築する中で起こっているものと考えられる。また、いじめの態様としては小中学校ともに、冷やかしかからかい等言葉によるいじめの割合が高くなっており、いじめの起こる時間帯としては学校の休けい時間帯に多く発生している。

6 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起こらない環境づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、桜井市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守り、育てる役割を果たすことが重要である。

桜井市教育委員会として

- ① いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づきいじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- ② いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ③ 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に対処し、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- ④ 子どもが安心して心豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

学校として

- ① あらゆる教育活動を通し、だれもが安心して心豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもの発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③ いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

保護者として

- ① どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめに加担しないよう指導に努めるとともに、日頃からコミュニケーションをとり、いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ② 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ③ いじめを発見し、またはいじめの恐れがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

子どもとして

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らがいじめを行わず、自らがいじめの根絶に向けて主体的に行動するように努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや周囲の人に積極的に相談するように努める。

市民、事業者、関係機関

- ① 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、桜井市の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ② 子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ③ 市民等は、地域行事等で子どもが積極的に参加できるよう配慮する。
- ④ 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

第2章 いじめの防止等のために桜井市が実施する施策

1 桜井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

桜井市は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、桜井警察署、中央子ども家庭相談センター、その他の関係者等により構成される「桜井市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 桜井市いじめ問題専門委員会の設置

桜井市教育委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例の定めるところにより、桜井市教育委員会の附属機関として、「桜井市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。

この専門委員会は、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成する。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

- ① 児童生徒に豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通し、人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うことに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- ③ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、毎年6月、11月を「桜井市いじめ防止啓発月間」とする。その中でいじめ防止キャンペーンの実施等を働きかける。
- ④ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。各校においては、必要に応じてアンケート調査を実施するとともに、各学期1回以上のアンケート調査を実施する。
- ⑤ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行える体制を整備する。具体的には、いじめ電話相談、教育相談、カウンセラーの整備、周知等を行う。
- ⑥ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- ⑦ 児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

- ① いじめに関する措置
 - ・桜井市教育委員会は、いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
 - ・桜井市教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。
- ② 学校の指導のあり方及び警察への通報、相談による対応
 - ・いじめが起きたときは、被害児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関及び専門機関との連携の下、取り組むよう指導・助言する。

- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談すべきものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるようなものは直ちに警察に通報することが必要であるものも含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る必要があることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

① 学校評価及び教員評価の留意点

- ・桜井市教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

② 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・学校評議員、民生児童委員、PTA代表等が中心となり、保護者、地域住民、関係機関、及び学校が連携して、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4 その他の事項

桜井市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、いじめ防止対策推進法の施行状況等を勘案して、桜井市いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 いじめ問題対策委員会の設置

各学校は、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者、人権教育担当者、養護教諭、その他関係者により構成するいじめの防止等の対策のための組織を設置する。必要に応じて、心理や福祉の専門家、警察官経験者など外部専門家の参加を求めることも効果的である。

2 学校基本方針の策定

各学校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、国、地方の「いじめ基本方針」を参酌して、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方、取組の内容等を盛り込んだ「学校基本方針」を策定する。

「学校基本方針」には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実等が想定され、いじめの防止、いじめの相談・発見、いじめへの対処等いじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- (1) 基本方針を策定するに当たっては、検討する段階から保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を進めていく上で有効となる。
- (2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- (3) より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ問題対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

3 学校の取組

(1) いじめの防止

- ① 規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努め、規範意識の向上を図る。
- ② 児童会・生徒会活動を活発にし、子ども自らがいじめを自分の問題として捉え、主体的に取り組む、解決できるよう努め、自主自律の力を高める。
- ③ 豊かな心の育成のため、読書活動、人権教育、道徳教育、体験活動等に積極的に取り組む。
- ④ 情報モラル教育等に取り組む、インターネットを通じて行われるいじめの対応に努める。
- ⑤ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、助長することのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑥ 子ども同士、教師と子ども等の心の通じ合うコミュニケーション能力の育成に努める。

(2) 早期発見

- ① 児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の変化、サインを見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ② 教育相談、個別面談及びアンケート調査（年間3回以上）を通していじめ実態の把握に努める。

- ③ 地域、保護者への啓発を積極的に行い、連携、協力ができる体制づくりに努める。
- ④ 児童生徒からの相談や訴えやすい環境づくりに努めるとともに、相談窓口（関係機関の電話、メール相談等）の周知を図る。

(3) いじめの対応に関すること

- ① いじめを発見・通報を受けた場合は、速やかに被害児童生徒の安全を確保するとともに、特定の教職員で抱え込まず、いじめ問題対策委員会を中核とし、校長のリーダーシップの下、組織的に対応する。また、桜井市教育委員会をはじめ関係機関と連携を密にする。
- ② 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ③ 「いじめ」が犯罪行為に当たる場合や児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合等は関係機関に通報し、被害児童生徒を守ることを優先する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（いじめ防止対策推進法第28条）

(1) 重大事態の意味

- ① いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
例えば、下記のようなケースが想定されます。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめ防止対策推進法第28条1項第2号に規定する「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、日数だけでなく児童生徒の状況等個々のケースを十分把握する。
(7日間程度の連続した欠席も同様に考える。)
- ③ 学校と教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告、調査等に当たる。
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- いじめ防止対策推進法第28条の規定による調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、桜井市教育委員会において調査を実施する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、いじめ防止対策推進法第28条第3項に基づき、桜井市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

桜井市教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。桜井市教育委員会が調査を行う際には、「桜井市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査に当たる。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
学校又は桜井市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は桜井市教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ② 調査結果の報告
調査結果について、学校は桜井市教育委員会に報告し、桜井市教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(5)－②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、「桜井市いじめ問題調査委員会」を設置する。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、この専門委員は、

弁護士や医師会、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図り、当該調査の公正性・中立性を確保する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

桜井市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や心理や福祉の専門家、教員・警察経験者など外部専門家の派遣による重点的な支援等を行う。

また、再調査を行ったときは、市長はその結果を桜井市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。